

大館市結婚世話焼き人事業実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、大館市民の結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のため、結婚に対する取組みをもって地域における少子化対策を推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は、市民の結婚の希望をかなえるため、大館市結婚世話焼き人事業（以下「世話焼き人事業」という。）を実施し、結婚世話焼き人（以下「世話焼き人」という。）を登録するとともに、世話焼き人に秋田県で募集している「結婚サポーター」への応募を奨励し、あきた結婚支援センターとの連携を図りながら世話焼き人事業を実施するものとする。

(世話焼き人の活動)

第3条 世話焼き人は次の各号に掲げる独身者の結婚のための活動を行う。

- (1) 出会いや結婚に関するお世話・アドバイス
- (2) お見合い相手の紹介
- (3) 情報交換会への参加
- (4) 職場内や企業間でのお見合いや交流会の開催
- (5) 世話焼きスキルアップのための研修
- (6) 出会い応援事業への参画
- (7) その他、市民の結婚の希望をかなえるための活動

(世話焼き人の募集)

第4条 市長は、世話焼き人として活動する者を随時募集するものとする。

(登録)

第5条 市長は、次の各号の要件をすべて満たし、結婚世話焼き人応募用紙（別記様式1）を提出した者について、世話焼き人として登録する。

- (1) 大館市に住所を有する者、または大館市内の事業所に勤務する者
- (2) 熱意をもって独身者の結婚のための活動を行う意思のある者

2 市は、世話焼き人として登録した者に対し、登録証（別記様式2）を交付する。

3 市は、世話焼き人として登録した者の台帳を作成し、登録内容を記録するものとする。

(登録期間)

第6条 世話焼き人の登録期間は、登録の日から2年後となる日の属する年度末とし、更新することができる。

2 登録期間を延長する場合には、3年ごとに登録期間を延長するものとする。

(賃金等)

第7条 世話焼き人の賃金等は支給せず、無報酬で活動し、活動に要する経費についても自己負担とする。

(解除)

第8条 市長は、本人から申し出があるとき、または、第10条各号の規定に掲げる行為を行うなど活動に支障があると認めたときは、世話焼き人の登録を解除することができる。

(守秘義務)

第9条 世話焼き人は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その登録期間終了後も同様とする。

(禁止事項)

第10条 世話焼き人は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 独身者等から謝礼等の名目による金品を受け取ること。
- (2) 個人情報の不適切な収集、漏洩、不正利用又は改ざん等を行うこと。
- (3) その他、社会的信用を損なう恐れがある等、世話焼き人として不適切な行為を行うこと。

(登録証)

第11条 世話焼き人は、その活動を行う際は、交付された登録証を携帯し、常にその身分を明らかにしなければならない。

2 世話焼き人は、登録証を他人に譲渡又は貸与し、若しくはその記載内容を改ざんしてはならない。

3 世話焼き人は、登録証を紛失した場合においては、速やかに市に届け出るものとする。

4 世話焼き人は、その活動を辞する時、又はその登録を解除された時は、速やかに市に登録証を返却するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。